

## 会長表彰該当者の申請について

例年、通常総会の席上で、一般社団法人長野県消防設備協会表彰規程（以下、「表彰規程」という。）に基づき、会長表彰を行っています。

つきましては、表彰規程のうち下記2の(1)の条件を満たす表彰対象候補者について、「表彰調書」及び「経歴書」を協会事務局へ提出してください（様式は当協会ホームページの会員専用ページからダウンロードしてください）。また、下記2の(2)の条件を満たす表彰対象候補者についても併せて推薦していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 提出期限 令和5年3月17日（金）

#### 2 表彰対象者

##### (1) 会員事業所の役員等（表彰規程第3条第1項）

会員事業所の役員等の表彰は、同一の会員事業所の役員又は従業員として、現に消防設備業務に関する資格を有し、主として消防設備業界に25年以上精勤し、他の模範である者を表彰する。ただし、経営者においては20年以上（経営者として精勤した期間が10年以上必要）とする。

（一会員の同一年度内における表彰は、1名を限度とする。）

##### (2) 表示登録会員の事業所等（表彰規程第3条第2項による審査基準第2条）

表彰対象者は、表示登録会員期間が5年以上で、次の各号の一に該当する表示登録会員の事業所又は個人とする。

- ① 表示登録会員として、協会員である事業所は10年以上、非会員事業所は15年以上継続して消防用設備等の適正な点検業務を行い、他の模範となる事業所
- ② 表示登録会員事業所に所属し、協会員である事業所の従業員は7年以上、非会員事業所の従業員は10年以上消防用設備等の点検業務を継続して行い、点検業務の信頼と信用を向上させた功績が顕著で、事業所の代表者が推薦する者
- ③ 消防用設備の点検済表示制度を県民に理解と支持を広め、制度の定着に功績のあった者。ただし、協会員である事業所又はその事業所に所属する者でなければならない。
- ④ 会長が表彰を必要と認めた個人及び団体。ただし、協会員である事業所又はその事業所に所属する者でなければならない。